

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第47号

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例(平成17年相模原市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第3条中「21人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。